

告示

埼玉県告示第七百八十六号

次の表の上欄に掲げる病院及び診療所を救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項に規定する救急病院又は救急診療所として令和元年十一月一日に認定し、その有効期限を同表の下欄のとおりとした。

令和元年十二月十七日

埼玉県知事 大野 元裕

病院及び診療所		有効期限
名称	所在地	
ほしあい眼科 医療法人豊岡整形外科病 院	埼玉県さいたま市緑区美園六丁目九番地十 埼玉県入間市豊岡一丁目七番十 六号	令和四年九 月二日 同右